



26家保衛第1445号

平成27年 2月27日

公益社団法人 東京都獣医師会長

村 中 志 朗 殿

東京都家畜保健衛生所長

塩 谷 勝



死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査対象月齢の引き上げについて（通知）

日頃から死亡牛の牛海綿状脳症（BSE）検査については、貴会及び貴会員獣医師等の関係者のご理解、ご協力によりこれまで円滑な検査が行われていることに感謝いたします。

さて、このたび家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成27年2月17日付け農林水産省令第6号）が別添のとおり公布されましたので通知します。

この一部改正にともない、牛の死体を検案した獣医師（検案を受けていない牛の死体については、その所有者）に義務づけられている牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく死亡牛の都道府県知事への届出及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条の規定に基づく死亡牛のBSE検査の対象牛は、平成27年4月1日以降、24か月齢以上から48か月齢以上の牛に引き上げられることとなりました（48か月齢未満の死亡牛は届出及びBSE検査の対象外となる）。なお、臨床症状からBSEが疑われる牛は従前どおり全月齢の牛が検査対象となります。

つきましては、貴会会員産業動物獣医師等の関係者に周知願うとともに、農林水産省補助事業の死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業の適正な実施等、引き続き死亡牛のBSE検査の円滑な実施についてご支援ご協力をお願いします。



健康保険法施行規則の一部を改正する省令
健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の四の次に次の一条を加える。

第一条の五 平成二十七年及び平成二十八年度における第百三十五條の二の第二項及び第三項並びに第百三十五條の七の規定の適用については、第百三十五條の二の第二項第一号中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額を合算した額」とし、第百三十五條の七第一号イ中「国庫補助の額」とあるのは「国庫補助の額及び厚生労働大臣が定める額」とする。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月十七日

農林水産大臣 西川 公也

家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四号」を「第二十八号」に改める。

一 家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条第二項第十号
二 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第一条

附則
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告 示

○法務省告示第九十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年二月十七日

- 住所 京都市東山区泉涌寺釜ヶ森町7番地16 藤住寛 昭和59年10月29日生
- 住所 横浜市南区永田台20番21号 梁永端 昭和52年12月8日生
- 住所 京都市東山区泉涌寺釜ヶ森町7番地16 藤住寛 昭和59年10月29日生
- 住所 横浜市南区永田台20番21号 梁永端 昭和52年12月8日生

- 住所 横浜市神奈川区斎藤分町44番40号 金梨梨 平成2年3月13日生
- 住所 神奈川県茅ヶ崎市菱沼3丁目3番17号 ニーヨー・ジョセフ・トレンチアーノ・ペリ 平成5年9月6日生
- 住所 川崎市宮前区野川3019番地14 崔研吾 昭和41年5月26日生
- 住所 神奈川県横浜市太田和1丁目40番6号 梁大鏡 平成3年5月29日生
- 住所 相模原市中央区鹿沼台1丁目12番4—201号 白嘎力 昭和38年8月24日生
- 住所 相模原市中央区鹿沼台1丁目12番4—201号 阿英夫 平成8年7月22日生
- 住所 相模原市南区双葉2丁目2番3号 養米阿布都熱依木 昭和51年7月13日生
- 住所 東京都文京区千駄木5丁目29番9号 李佳美 昭和57年8月8日生
- 住所 東京都文京区千駄木5丁目29番9号 李聖美 昭和61年2月13日生
- 住所 東京都板橋区板橋3丁目8番12—603号 金栄志 平成元年4月28日生
- 住所 東京都新宿区西新宿7丁目5番9—2704号 姜哲浩 昭和49年9月1日生
- 住所 東京都国分寺市東元町2丁目18番40号 許篤彦 昭和51年12月24日生
- 住所 静岡県伊豆の国市奈古谷59番地5 レテソニア・カザイロ・コバヤシ 昭和42年3月1日生
- 住所 福岡県東手郡東手町大字中山3342番地78 李将太 昭和58年5月2日生
- 住所 福岡県田川郡福智町上野320番地8 池里菜 昭和62年4月17日生
- 住所 千葉県流山市南流山7丁目18番地57 裴麻衣 昭和57年4月13日生
- 住所 長野県安曇野市穂高有明713番地14 ミナミ・ノゾム・ミヤワキ 昭和52年11月20日生
- 住所 仙台市青葉区一番町2丁目10番26—604号 白一淑 昭和28年1月2日生
- 住所 張麗華 昭和50年12月7日生
- 住所 大阪市東淀川区豊新5丁目17番7—307号 李一希 平成3年2月21日生
- 住所 大阪市生野区箕西1丁目3番17—306号 康智愛 昭和58年8月6日生
- 住所 大阪市生野区田島4丁目15番15号 金榮男 昭和56年7月14日生

- 住所 大阪市東成区大今里南4丁目17番26—906号 金弘美 昭和43年3月3日生
- 住所 佐佳奈 平成3年3月24日生
- 住所 大阪市生野区勝山北1丁目11番21号 康成治 昭和45年8月28日生
- 住所 大阪府東大阪市和1丁目25番1—606号 鄭淳名 昭和53年10月6日生
- 住所 大阪市中央区内久宝寺町3丁目3番12号 文正子 昭和62年1月13日生
- 住所 大阪市東成区中道3丁目17番9—903号 カルロス・リカルド・ニエト・カチケ 昭和56年11月13日生
- 住所 大阪府和泉市葛の葉町3丁目13番16—4号 池英仙 昭和52年5月2日生
- 住所 崔延朱 平成9年4月5日生
- 住所 崔漢沙 平成22年7月2日生
- 住所 大阪府高槻市寿町2丁目14番14号 李富子 昭和22年6月16日生
- 住所 大阪市生野区豊中2丁目8番6号 金福順 昭和39年1月18日生
- 住所 大阪府東淀川区西淡路2丁目11番27号 李光司 昭和61年9月1日生
- 住所 李光平 平成3年6月26日生
- 住所 大阪府東大阪市徳小路町4丁目6番5号 陳美奈 昭和51年3月27日生
- 住所 大阪府八尾市久宝園2丁目16番地12 張章宏 平成2年10月27日生
- 住所 大阪府羽曳野市徳山233番地1 金茂男 昭和30年11月23日生
- 住所 大阪市城東区森之宮2丁目6番963号 崔隆俊 昭和32年7月22日生
- 住所 大阪府豊中市野田町38番34—306号 金達也 昭和58年9月3日生
- 住所 大阪市大正区平尾2丁目23番5—706号 金康斗 昭和23年7月23日生
- 住所 金美沙子 昭和50年12月2日生
- 住所 大阪市生野区舎利寺1丁目5番7号 金致美 昭和23年12月25日生
- 住所 金君美 昭和48年7月5日生
- 住所 兵庫県西宮市西福町8番11号 金峰淑 昭和52年11月9日生
- 住所 大阪府泉佐野市松原1丁目5番56—10号 金武生 昭和55年5月24日生
- 住所 大阪市生野区巽北1丁目8番5号 梁成夫 昭和21年12月6日生
- 住所 梁宏子 昭和60年6月25日生
- 住所 梁秀悦 平成2年7月17日生

- 住所 大阪市生野区中川5丁目4番27号 白勝子 昭和30年11月18日生
- 住所 大阪府貝塚市澤542番地1 朴夏美 平成2年8月4日生
- 住所 大阪府八尾市高砂町1丁目8番地 李婉子 昭和26年7月11日生
- 住所 吳明枝 昭和50年3月10日生
- 住所 吳敏明 昭和52年3月3日生
- 住所 大阪府門真市元町24番23号 全啓夢 平成4年4月30日生
- 住所 大阪市生野区勝山北4丁目12番9号 宋美千枝 昭和60年7月12日生
- 住所 大阪府西成区南堀江1丁目3番12—604号 白蕙 昭和58年1月14日生
- 住所 東京都新宿区南元町4番地15 ヲンタール・モハン・ワラデ 昭和53年8月24日生
- 住所 東京都新宿区西新宿8丁目3番28号 魏宇峰 昭和61年7月10日生
- 住所 東京都板橋区高島平9丁目41番1—609号 張莉 昭和52年5月8日生
- 住所 劉程泰 平成15年5月7日生
- 住所 東京都目黒区大橋2丁目4番16—104号 洪碩霖 平成元年4月29日生
- 住所 東京都大田区西蒲田6丁目18番2号 崔明亨 昭和45年4月5日生
- 住所 東京都葛飾区東堀切2丁目1番15号 康裕宣 昭和63年12月16日生
- 住所 東京都荒川区東日暮里6丁目43番2号 吳洋次 昭和52年1月12日生
- 住所 神戸市兵庫区永沢町2丁目1番21—109号 玄伸洋 昭和55年9月20日生
- 住所 神戸市長田区五位ノ池町2丁目2番5—206号 金貞淑 昭和52年6月9日生
- 住所 愛知県春日井市熊野町1350番地69 金誠 平成元年10月10日生
- 住所 さいたま市見沼区丸ヶ崎町46番地1 陸進 昭和46年2月24日生
- 住所 さいたま市浦和区北浦和5丁目15番10号 林栄媛 昭和58年9月22日生
- 住所 埼玉県深谷市東方2074番地15 ソニカ・セシリア・ニシヒラ・イサ・トカシキ 昭和40年10月4日生
- 住所 ユリ・トカシキ・ニシヒラ 平成6年6月11日生
- 住所 ヨシアキ・トカシキ・ニシヒラ 平成12年12月18日生
- 住所 東京都杉並区上井草1丁目30番15—502号 曾瑞賢 昭和61年11月20日生

家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則 の一部を改正する省令案について

平成26年12月12日
農 林 水 産 省
消費・安全局動物衛生課

I 現行制度の概要

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「特措法」という。）は、BSE（家伝法第2条第1項の表15の項に掲げる伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）の発生予防及びまん延防止により、安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立し、国民の健康の保護、畜産の振興等を図ることを目的とするものである。

家伝法第5条第1項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「家伝法施行規則」という。）第9条第2項第10号の規定によれば、都道府県知事は家畜又はその死体の所有者に対し、毎年実施する伝達性海綿状脳症に係る検査として、月齢又は推定月齢が満24か月以上の死亡牛のうち都道府県知事が指定するものを対象とし、その発生の状況等を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができることとされている。

また、特措法第6条第1項及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号。以下「特措法施行規則」という。）第1条の規定によれば、満24か月以上の牛が死亡したとき（家伝法第13条第1項の規定による届出をする場合及び特措法施行規則第2条各号で定める場合を除く。）は、当該牛の死体を検案した獣医師（獣医師による検案を受けていない牛の死体については、その所有者）は、当該牛の死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととされている。

II 改正の趣旨及び内容

1 BSEについては、平成13年9月に千葉県において国内で初めて確認され、平成21年2月までに国内で36頭の発生が確認されている。しかし、飼料規制以降、平成14年1月に生まれた牛によるBSEの発生を最後に、11年以上、国内で生まれた牛によるBSEの発生報告はなく、飼料規制の対策を開始してから既に10年以上が経過しており、世界的にみても、BSEの発生件数は平成4年以降低下し、昨年は7頭のみ発生が確認されていることから、我が国におけるBSE発生リスクは大幅に低下している。

2 また、国内、EU等において様々な科学的知見やデータが得られており、伝達性海

綿状脳症に係る検査について、月齢又は推定月齢が満48か月以上の死亡牛を対象とする引上げを行ったとしても、BSEに感染した牛の摘発に漏れが生じる可能性は極めて低い。

なお、平成21年1月にEUにおいて、死亡牛の検査月齢を24か月超から48か月超に引き上げている。また、平成25年4月及び同年7月に厚生労働省において、と畜場におけるBSEに係る検査の対象となる牛の月齢を21か月から30か月、30か月から48か月に順次引き上げている。

- 3 このような状況を踏まえ、家伝法施行規則第9条第2項第10号を改正し、平成27年度から死亡牛のBSE検査の対象を月齢又は推定月齢が満48か月以上の死亡牛とすることとする。また、特措法施行規則第1条を改正し、平成27年度から死亡牛の届出の対象を月齢が満48か月以上のものとする。

Ⅲ 施行期日

平成27年4月1日

死亡牛のBSE検査対象月齢が引き上げられます。 —24か月齢以上から48か月齢以上に変更—

○ 平成27年4月1日から検査対象は48か月齢以上

このほど、関係省令の一部改正^{注)}により、死亡牛のBSE検査の対象月齢が24か月齢以上から48か月齢以上に引き上げられることとなりました。この改正により平成27年4月1日以後に死亡した牛の、死亡牛の届出及びBSE検査の対象となる死亡牛は48か月齢以上となります（48か月齢未満は検査対象外となります）。ただし、臨床症状からBSEが疑われる牛は従前どおり全月齢が検査対象です。

BSEは、飼料規制の徹底等の対策により、その発生及びまん延防止ができると考えられています。引き続き、本病の特殊性から一定レベルの監視体制は継続する必要があります。今後とも引き続き死亡牛のBSE検査の円滑な実施についてご理解、ご協力をお願いします。

注) 家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成27年2月17日付け農林省令第6号、平成27年4月1日から施行）

○ BSEの発生状況

BSEは、1986年に英国において初めて確認され、その後、同国での発生が急増し、ピーク時の1992年には37,280頭の牛で発生が確認されました。さらに、1990年代には欧州諸国に広がり、我が国においても、2001年9月に初めて発生が確認され、これまでに36頭の発生が確認されています（と畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭、都内発生は無し）。

しかし、近年、飼料規制等の対策の徹底により、BSEは世界的に発生頭数が減少し、我が国においては、飼料規制開始直後の2002年1月生まれの牛を最後に11年間以上その発生は確認されていません（裏面図参照）。2013年5月には、国際獣疫事務局（OIE）から「無視できるBSEリスク」の国に認定されました。

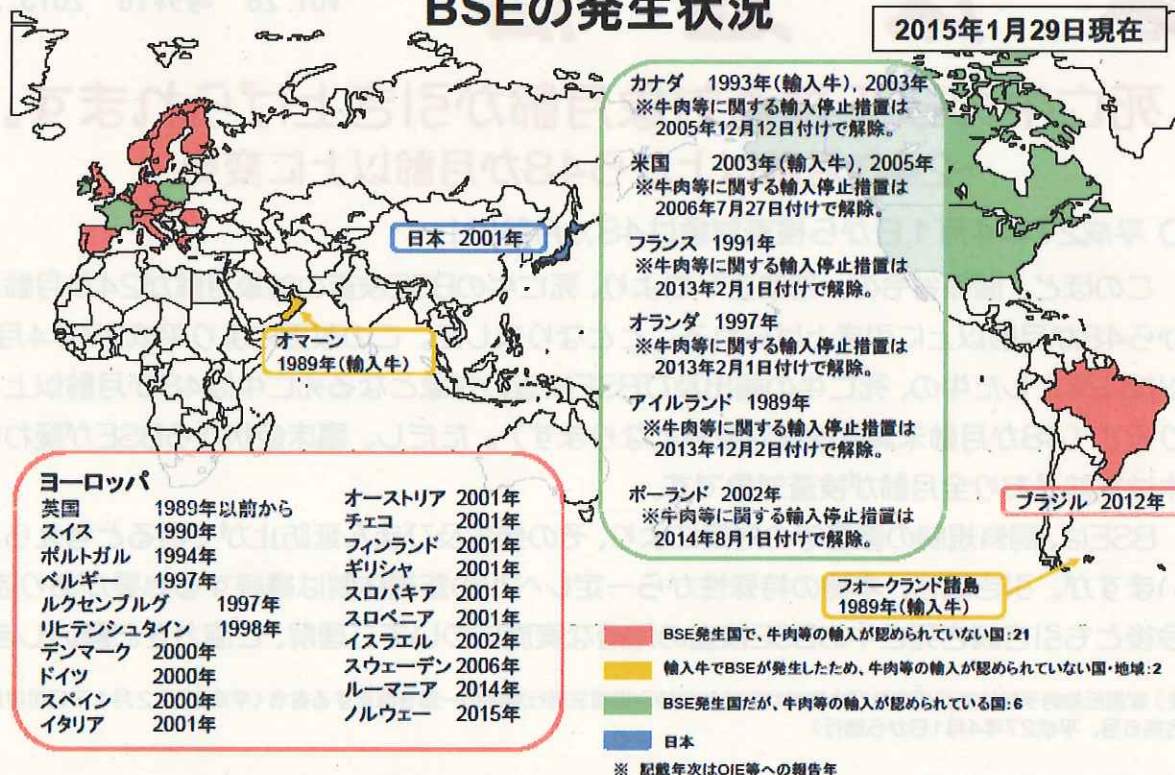
このような状況から、我が国におけるBSE発生リスクは大幅に低下しており、死亡牛の検査対象月齢を48か月齢以上に引き上げても感染牛の摘発に漏れが生じる可能性は極めて低いと考えられます。

東京都における死亡牛BSE検査実績

| 年度 | 死亡牛BSE検査頭数（家伝法5条） | | | 左の内48か月齢以上の検査頭数 | 備考 |
|-----|-------------------|-----------|-------|-----------------|------------|
| | 都内飼養牛 | 都外産と畜場搬入牛 | 計 | | |
| H15 | 205 | 12 | 217 | 145 | |
| H16 | 167 | 18 | 185 | 123 | |
| H17 | 120 | 29 | 149 | 86 | |
| H18 | 122 | 27 | 149 | 84 | |
| H19 | 139 | 48 | 187 | 85 | |
| H20 | 115 | 28 | 143 | 81 | |
| H21 | 106 | 29 | 135 | 81 | |
| H22 | 133 | 49 | 182 | 98 | |
| H23 | 95 | 48 | 143 | 64 | |
| H24 | 89 | 38 | 127 | 67 | |
| H25 | 72 | 41 | 113 | 55 | |
| H26 | 63 | 42 | 105 | 44 | H27.2.26現在 |
| 計 | 1,426 | 409 | 1,835 | 1,011 | |

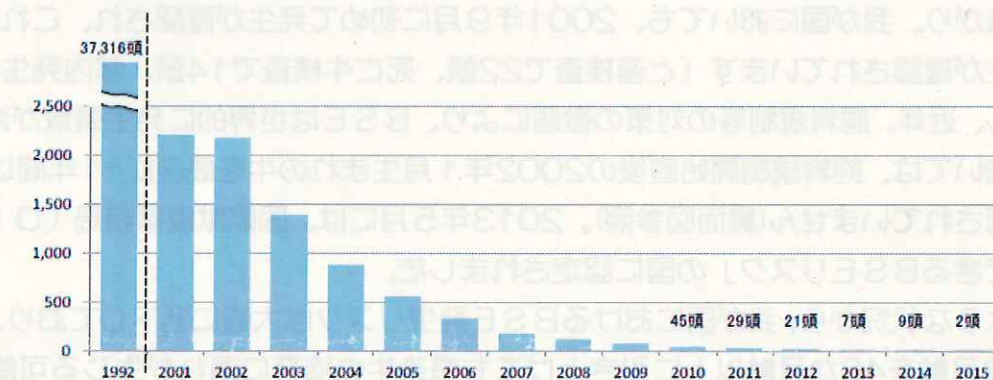
BSEの発生状況

2015年1月29日現在



世界のBSE発生件数の推移

- ・ 発生のピークは1992年。
- ・ BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。



| | 1992 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 累計 |
|--------------|--------|-------|-------|-------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|--------------------|
| 全体 | 37,316 | 2,215 | 2,179 | 1,389 | 878 | 561 | 329 | 179 | 125 | 70 | 45 | 29 | 21 | 7 | 9 | 2 | 190,661 |
| 欧州 (英国除く) | 36 | 1,010 | 1,032 | 772 | 529 | 327 | 199 | 106 | 83 | 56 | 33 | 21 | 16 | 4 | 7 | 1 | 5,973 |
| 英国 | 37,280 | 1,202 | 1,144 | 611 | 343 | 225 | 114 | 67 | 37 | 12 | 11 | 7 | 3 | 3 | 1 | 0 | 184,625 |
| アメリカ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| ブラジル | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| カナダ | 0 | 0 | 0 | 2 ⁽⁸¹⁾ | 1 | 1 | 5 | 3 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 21 ⁽⁸²⁾ |
| 日本 | 0 | 3 | 2 | 4 | 5 | 7 | 10 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 |
| イスラエル | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

資料：OIE（データはOIEウェブサイトにて2015年2月20日に確認）

注1：うち1頭は米国で確認されたもの。

注2：カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

出典：農林水産省HP

発行日 平成27年 2月27日

編集発行 東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/norin/syoku/kahotu/kahotu.htm>

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-19-4

TEL：042-524-8001 FAX：042-523-4286

携帯：090-6941-4315